

観光商品販売プラットフォーム導入業務 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「観光商品販売プラットフォーム導入業務」に係る受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた業務を提供できる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 観光商品販売プラットフォーム導入業務
- (2) 業務内容等 別紙観光商品販売プラットフォーム導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年(2025)3月31日（月）まで
- (4) 履行場所 島根県出雲市駅南町1-5 一般社団法人 出雲観光協会

3 見積り限度額（委託上限額）

3,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

4 日程（予定）

項目	日程
プロポーザル実施要領の公表	令和6年6月3日（月）
質問受付	令和6年6月5日（水）～6月12日（水）
参加申込書提出期限	令和6年6月17日（月）※17:00
参加資格審査の結果通知	令和6年7月2日（火）（予定）
企画提案書提出期限	令和6年7月5日（金）※17:00
企画提案書に基づくプレゼンテーション	令和6年7月16日（火）（予定）
選定結果通知	令和6年7月18日（木）（予定）
契約締結	令和6年7月下旬（予定）

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 契約締結する能力を有する者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力

- 団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者であること。
 - (5) 出雲市税の滞納がないこと。
 - (6) 社会保険料の滞納がないこと。
 - (7) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (8) 参加申込書の提出期限までに、「6 参加申込手続 (1) 提出書類」に記載する書類を提出した者であること。
 - (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続開始の申立てがなされていないこと。

6 参加申込手続

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第 1 号）
 - ② 企業概要（様式第 2 号）
※別途、企業概要の確認できる書類（パンフレット等）を添付すること。
 - ③ 経営実態調書（様式第 3 号）
 - ④ 委任状（様式第 3 号の 2）（本社が契約等の権限を代理人へ委任する場合に提出）
 - ⑤ 役員等名簿（様式第 4 号）
 - ⑥ 法人登記の履歴事項全部証明書（法人）又は代表者の身分証明書（個人）
 - ⑦ 出雲市税の滞納のない証明書（申請日前 3 月以内に発行されたものに限る。）
 - ⑧ 参加申込者の所在する市区町村を所管する税務署が発行する消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類（申請日前 3 月以内に発行されたものに限る。）
※「未納の税額がない」旨の記載のある納税証明書（「その 3」）を提出
 - ⑨ 申請者の所在する市区町村を所管する日本年金機構の事務所が発行する社会保険料の滞納がないことを証明する書類（申請日前 3 月以内に発行されたものに限る。）
※対象期間は、直近 2 年間（加入期間が 2 年未満の場合は、加入以降の期間）
- (2) 提出期限 令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法
 - ・持参又は郵送とする。
 - ・郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については参加申込者のリスク負担とする。
 - ・持参の場合の受付時間は、営業日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 提出先 「14 書類提出先・問い合わせ先」のとおり
- (5) 参加資格審査の結果通知
 - ① 通知日 令和 6 年 7 月 2 日（火）（予定）

- ② 通知様式 参加資格審査結果通知書（様式第5号）
- ③ 通知方法 電子メール又は郵送
 ※通知先は、「参加申込書（様式第1号）」に記載された連絡先担当者のメールアドレス又は所在地とする。
- ④ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて当会に説明を求めることができるものとする。

7 質問及び回答

- (1) 提出方法 質問書（様式第6号）
- (2) 提出方法 電子メールとする。必ず、担当者に電話により送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。電話又は口頭による質問は、受け付けない。また、質問には「質問書（様式第6号）」を用いること。
- (3) 提出期限 令和6年6月12日（水）午後5時（必着）
- (4) 提出先 info@izumo-kankou.gr.jp（一般社団法人 出雲観光協会）
- (5) 回答方法 一般社団法人 出雲観光協会ホームページに質問及び回答を掲載する。

8 企画提案書の作成方法

- ・表紙は企画提案書（様式第7号）を用いることとし、企画提案の本文の様式は任意とする。
- ・用紙の大きさは、A4判とする。（ただし、図表等についてはA3判で織り込むことも可）
- ・できる限り具体的に提案し、提案内容は簡素な文書を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。
- ・仕様書を踏まえ、次に掲げる項目を記載した文書を「企画提案書」として提出すること。なお、提出後における企画提案書の再提出、差替えは認めない。

No	提案項目	記載事項
1	会社概要	会社概要を記載すること。
2	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市の現状を踏まえ、原則仕様を満たし、かつ、業務の目的を効果的に達成しうるプラットフォームであること。 ・プラットフォームの効率的な運用を行うため、当会及び市内事業者等への支援を十分に実施できること。 ・業務の実施体制、スケジュール案等 ・その他アピールしたいポイント等
3	契約実績	同種業務の契約実績
4	独自の取組	本実施要領及び仕様書に記載のない事項で、本業務の実施に効

		果があると見込まれる独自の提案があれば記載すること。この場合、提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、別途費用が必要となるかを明示すること。
別添資料（添付は正本のみとし、副本への添付は不要）		
5	【見積書】	<ul style="list-style-type: none"> ・提案見積書（様式第8号）に積算内訳書（様式任意）を別途添付すること。 ・見積額を項目ごとに計上し、積算すること。（消費税及び地方消費税を含む額を記載すること。）

9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書
- (2) 提出部数 正本（紙媒体）1部、副本（紙媒体）5部を提出すること。また、正本の電子データ（CD-R 又は DVD-R）1部を提出すること。
- (3) 提出期限 令和6年7月5日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。郵便事故等については参加申込者のリスク負担とする。持参の場合の受付時間は、営業日の午前9時から午後5時までとする。
- (5) 提出先 「14 書類提出先・問い合わせ先」のとおり

10 審査方法

- (1) 評価基準
 - 別紙「評価基準」のとおり
- (2) プレゼンテーションの実施
 - ① 日程 令和6年7月16日（火）
 - ② 実施場所 企画提案者に対し、場所、時間等を別途通知する。
 - ③ 実施時間 概ね40分以内（質疑応答10分を含む。）
 - ④ その他
 - ・企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、出席者は3人以内とする。
 - ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。
 - ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を受理した順番とする。
 - ・プレゼンテーションに参加しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。
 - ・企画提案書の提出者が多数あった場合は、評価基準に基づき、事前に書類審査を行うことがある。事前書類審査を行った場合は、企画

提案書の提出者に対し、別途、審査結果を通知する。なお、事前書類審査に関する事項や審査結果に対する問合せは受け付けられないほか、異議申立てについても認めない。(事前書類審査を行わなかった場合は、通知しない。)

(3) 候補者の選定方法

- ① 当会が設置した審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。
- ② 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。
- ③ ②において、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査委員の協議により候補者を選定する。
- ④ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には、候補者として選定しない。
- ⑤ 提案者が1者のみの場合であっても審査（プレゼンテーション）を行い、総合点が評価点全体の60%以上のときは、当該提案者を候補者として選定する。

11 選定結果について

- ・選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式第9号）により通知する。
- ・選定結果通知を発送した日の翌日以降に、次の①～③の項目を当会のホームページ上で公表する。
 - ① 業務名
 - ② 企画提案者数
 - ③ 候補者の名称及び総合点
- ・選定結果に対する問合せは、受け付けない。また、異議申立てについても認めない。

12 契約締結に向けての協議等

- (1) 本プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは当会と契約関係は生じない。
- (2) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様書等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、その結果により契約を締結する。(企画提案時の内容及び見積額とは異なることがある。)

13 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ① 提出された書類は、返却しない。

- ② 提出後の訂正は、当会から指示があった場合を除き認めない。
 - ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
 - ④ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止又は延期された場合においても、それまでに要した費用を当会に請求することはできない。
 - (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。
 - (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は、失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ③ 実施要領に示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 案内時刻にプレゼンテーションが開始できなかった場合
 - ⑥ 見積書の金額が、見積り限度額を超過した場合
 - (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した企画提案書については、当会が必要と認める場合には、当会は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
 - (6) 災害、感染症の感染拡大その他やむを得ない事情により、本プロポーザルの日程等の変更を行う可能性があるものとする。
 - (7) 本プロポーザルの実施について、説明会は実施しない。

14 書類提出先・問い合わせ先

〒693-8530 島根県出雲市駅南町 1-5
 一般社団法人 出雲観光協会
 TEL：0853-31-9466
 FAX：0853-31-9499
 電子メール：info@izumo-kankou.gr.jp